

各地方整備局総務部長 殿

大臣官房地方課長
(公印省略)

「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」の一部改正について

「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」(平成27年3月6日付け国地契第91号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

記1. 中「共同企業体」を「組合(共同企業体を含む。2.(3)において同じ。)」に、「に掲げる取り扱いを行う」を「のとおり取り扱う」に改める。

記2. を次のように改める。

2. 基準

以下の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

記4. (1)中「(基準該当者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)」を削り、同(2)中「競争契約入札心得」の下に「(「競争契約入札心得について」(平成24年3月19日国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号)の別紙をいう。以下同じ。)」を加え、「(基準該当者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)」を削り、同(3)中「(基準該当者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)」を削る。

記5. 中「こと。」を「するものとする。」に改める。

附 則

この通達は、平成29年4月1日以後に入札手続を開始する工事について適用する。